

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

←厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

認知症高齢者グループホームにおける
スプリンクラー設備の設置について
計11枚（本紙を除く）

Vol.318

平成25年3月4日

厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3869、3871)
FAX：03-3595-3670

事 務 連 絡

平成 25 年 3 月 4 日

各 都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

認知症・虐待防止対策推進室

認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設備の設置について

平素より、認知症高齢者グループホームの円滑な運営にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

床面積が 275 m²未満でスプリンクラー設備が未設置の認知症高齢者グループホームへの対応につきましては、「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（平成 25 年 2 月 9 日付け事務連絡）において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用により、積極的にスプリンクラー設備の設置に努めるようお願いするとともに、「認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設置等実態調査について」（平成 25 年 2 月 22 日付け老推発 0222 第 1 号 老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知）において、未設置の理由や設置に関する今後の対処方針の確認等を行うようお願いしているところです。

これらの対応と並行して、スプリンクラー設備の設置に関する地方自治体に対する新たな財政支援について、総務省と協議をしてきたところ、今般、平成 25 年度の地方財政計画において特別枠として計上される「地域の元気づくり事業費」（別添 1 参照）及び平成 24 年度補正予算で創設された「地域の元気臨時交付金」（地方公共団体及び公共的団体等が設置する施設に限る。）（別添 2 及び 3 参照）を、認知症高齢者グループホームのスプリンクラー設備の整備にも活用できることを確認いたしましたので、情報提供いたします。

各自治体におかれましては、介護基盤緊急整備等臨時特例基金に加えて、上記の地域の元気づくりのための財源も活用しながら、引き続き、スプリンクラー設備が未設置の認知症高齢者グループホームに対して、設置の働きかけを行っていただきますようお願いいたします。

また、併せて管内市町村に対しその旨の周知をお願いいたします。

地方公務員給与費の臨時特例と緊急課題への対応について

- 平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方公務員給与費を削減
- 防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減額に見合った事業費を、歳出に特別枠を設定して計上

1. 増減額

(1) 地方公務員給与費削減額 ▲8,504億円
(うち一般財源 ▲7,854億円)

(2) 緊急課題への対応

① 全国防災事業費（地方負担分）	973億円
② 緊急防災・減災事業費	4,550億円
③ 地域の元気づくり事業費	3,000億円
計	8,523億円

2. 緊急課題への対応に係る財政措置

地方財政計画の歳出に特別枠を設定して計上し、以下の地方財政措置を講じる。

① 全国防災事業費（直轄・補助事業の地方負担分） ※東日本大震災分(全国防災事業)に計上

全国防災事業債 充当率100% 交付税措置率80%

② 緊急防災・減災事業費（地方単独事業）

緊急防災・減災事業債 充当率100% 交付税措置率70%

③ 地域の元気づくり事業費

- ・ 地域経済の活性化事業など、各地域の実情に応じた地域の元気づくり事業について、普通交付税により措置
- ・ 算定に当たっては、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(抄) (平成25年1月24日 閣議決定)

5 各地方公共団体においては、これまでも自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取組が進められてきたところであるが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。

こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する。

地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)の概要

経済対策で追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、今回限りの特別の措置として、平成24年度補正予算において地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)を創設する。

1 平成24年度補正予算計上額 1兆3,980億円(建設公債対象経費)

※ 経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担総額の8割

2 所管 内閣府(地域活性化推進室) ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額: 各地方公共団体の追加公共事業等(直轄及び補助)の地方負担額等をベースとして算定。

※ 財政力の弱い団体に配慮し、財政力指数により調整(最も財政力の弱い団体に地方負担額の9割程度となるよう設定)

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

○ 地方単独事業(建設地方債対象事業に限る。)

○ 建設公債の対象となる国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

※1 ただし、建設公債の対象とならない国庫補助事業であっても、その地方負担分が建設地方債の対象であるものは充当可能。

※2 財政事情、追加公共事業等及び地方単独事業の事業量等を踏まえて、やむを得ない場合は、一部を基金に積み立て、平成25年度以降における地方単独事業等の財源とすることも可。

事務連絡

平成25年1月15日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

平成24年度補正予算（第1号）に伴う対応について

政府は、平成25年1月15日に、平成24年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定したところであります。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講じることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 高梨

電話 03-5253-5612

(別紙)

第1 国の補正予算

本日、政府は平成24年度補正予算(第1号)の概算について閣議決定し(別添資料参照)、次期通常国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。)に沿って、事前防災・減災等関連経費2兆2,005億円、成長による富の創出関連経費2兆6,924億円、暮らしの安心・地域活性化関連経費3兆1,017億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆7,322億円等の修正減少額を計上している。また、歳入面で、税収2,610億円、税外収入1,496億円、公債金7兆8,052億円、前年度剰余金受入1兆9,870億円を追加計上等している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成24年度当初予算に対し、10兆2,027億円増加し、100兆5,366億円となっている。

第2 補正予算に係る財政措置等

1 通常収支分

今回の補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じること、また、平成24年度の普通交付税の執行抑制に伴い追加的な財政需要が生じたこと等から、以下のとおり財政措置を講じる予定である。

(1) 地方交付税

① 今回の補正予算において、地方交付税法第6条第2項の規定に基づき増額される平成24年度分の地方交付税の額2,906億円(平成23年度精算分2,244億円、平成24年度国税五税の自然増に伴うもの662億円)については、平成24年度において普通交付税の調整額の復活に要する額707億円を交付することとしたうえで、残余の額2,199億円について平成25年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じることとしていること。

② 「9月以降の一般会計の執行について」(平成24年9月7日閣議決定)に基づき、平成24年9月に交付すべき普通交付税について月割り交付を行ったことに伴い道府県において生じた追加的な金利負担に対応

するため、平成24年度分の地方交付税の総額に0.5億円を加算し、その全額を特例として特別交付税とする措置を講じることとしていること。

(2) 追加の財政需要

- ① 今回の補正予算により平成24年度に追加される投資的経費に係る地方負担額については、原則として、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%（当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては当初の算入率）を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置することとしていること。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしていること。

- ② 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,700億円）の一部により対応することとしていること。

(3) 地域の元気臨時交付金（地域活性化・雇用創出臨時交付金）

緊急経済対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し緊急経済対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、今回限りの特別の措置として、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分し、地域経済の活性化と雇用の創出を図る「地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）」を交付することとされていること。

地域の元気臨時交付金の総額は、今回の補正予算に計上された公共事業及び施設費（以下「公共事業等」という。）の地方負担総額の8割に相当する額として1兆3,980億円とされていること。

各地方公共団体への交付限度額は、今回の補正予算に計上された公共事業等の地方負担額等に応じて算定されること。なお、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数により調整を行うこととしており、最も財政力の弱い団体で地方負担額の9割程度となるよう算定されること。

地域の元気臨時交付金の充当対象は、各地方公共団体が策定する地域の元気臨時交付金に係る実施計画に掲載された事業のうち、地方単独事業の所要経費（「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条第5号等に掲げる場合に該当し、地方債を財源とすることができる経費に限る。）、

建設公債の対象となる国庫補助事業（法令に国の補助負担割合が規定されていないものに限る。）の地方負担分等としており、各地方公共団体の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定されること。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしていること。

2 東日本大震災分

(1) 震災復興特別交付税

津波による被災地域において安定的な生活基盤（住まい）の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、平成24年度分の震災復興特別交付税の総額に1,047億円を加算することとしている。

また、上記のほか、東日本大震災に係る復旧・復興事業に必要な経費に係る地方負担額については、平成24年度分の震災復興特別交付税の総額に167億円を加算したうえで全額を措置することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

(2) 震災復興特別交付税の対象とならない経費（全国防災対策費）に係る地方負担額については、その100%まで地方債（緊急防災・減災事業（補助・直轄））を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしている。

3 上記1(1)及び2(1)の措置を講じるため、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）」を国会に提出する予定である。

なお、緊急経済対策においては、「施策の早期の実施を通じて経済への効果が一日も早く発揮されるよう、公共事業等に係る入札公告の前倒しや入札に関する手続きの簡素化その他の契約手続の迅速化、前払金制度の積極的活用等により予算の早期執行に万全を期する。」とされていることに留意されたい。

(別添資料)

平成24年度一般会計補正予算(第1号)等について

平成25年1月15日

(単位 億円)

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 事前防災・減災等	22,005
(2) 成長による富の創出	26,924
(3) 暮らしの安心・地域活性化	31,017
(4) 東日本大震災復興特別会計へ繰入	14,493
(5) 基礎年金国庫負担等の差額	25,842
(6) その他の経費	2,397
計	122,677

(歳出の修正減少額)

(1) 給与改定臨時特例法等に基づく給与削減相当額	△	3,328
(2) 既定経費の減額	△	17,322
計	△	20,650

合計 102,027

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) 租 税 及 印 紙 収 入	3,680
(2) そ の 他 収 入	1,938
(3) 公 債 金	81,042
① 公 債 金	55,200
② 年 金 特 例 公 債 金	25,842
(4) 前 年 度 剰 余 金 受 入	19,870
計	106,530

(歳入の修正減少額)

(1) 租 税 及 印 紙 収 入	△	1,070
(2) そ の 他 収 入	△	442
(3) 特 例 公 債 金	△	2,990
計	△	4,502

合 計 102,027

(備考) 上記の補正により、平成24年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ 1,005,366億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

第二 特別会計予算の補正

東日本大震災復興特別会計、財政投融资特別会計など12特別会計について、所要の補正を行う。

第三 政府関係機関予算の補正

株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

平成24年度補正予算フレーム

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
1. 事前防災・減災等関連経費	22,005	1. 税収	2,610
2. 成長による富の創出関連経費	26,924	2. 税外収入	1,495
3. 暮らしの安心・地域活性化関連経費	31,017	3. 公債金	52,210
(うち地域の元気臨時交付金	13,980)	4. 前年度剰余金受入	8,706
4. その他の経費	2,397		
5. 既定経費の減額	▲ 17,322		
6. 復興特会への繰入	14,493	5. 前年度剰余金受入(復興財源)	11,165
7. 国家公務員等の人件費削減	▲ 3,328		
8. 基礎年金国庫負担等	25,842	6. 年金特例公債金	25,842
合 計	102,027	合 計	102,027

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 公債金 52,210億円の内訳：建設公債の増 55,200億円、特例公債の減 ▲2,990億円

(注3) 経済対策の財政支出：102,815億円（一般会計歳出 1.～3.、復興関係経費 3,177億円、来年度の復興財源の追加 12,685億円、財政投融资特別会計における追加のうち 439億円、自動車安全特別会計における追加のうち 10億円、財政融資の追加 4,028億円、公共事業等の国庫債務負担行為 2,530億円の合計）

(注4) 経済対策の財政支出に一般会計歳出 4.、8.を含めた補正予算全体の財政支出は 131,054億円

(参考) 平成24年度東日本大震災復興特別会計補正予算フレーム

(単位: 億円)

歳 出		歳 入	
1. 復興関係経費	3,177	1. 復興特別税収	252
2. 既定経費の減額	▲ 1,120	2. 税外収入	▲ 2
		3. 一般会計からの繰入	14,493
3. 来年度の復興財源の追加 (復興債の償還)	9,895	4. 来年度の復興財源の追加 (復興債の減額)	▲ 2,790
合 計	11,953	合 計	11,953

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。